

清川村教育委員会会議録

日 時 令和3年1月27日（水）午前9時から10時40分
場 所 せせらぎ館3階 研修室
出席委員等 教育長 山田一夫、職務代理者 橋本直人、委員 加藤しのぶ、
委員 今野郁夫、委員 石川富美子
事務局（井川参事兼指導主事、山田生涯学習課長、相原学校教育
課長、南波指導主事、井上学校教育係長）

議事日程

1. 開会
2. あいさつ
3. 案件
 - (1) 前回会議録の承認について
 - (2) 教育長報告
 - (3) 議案第1号 要保護、準要保護児童生徒の決定について
 - (4) 緊急事態宣言後の新型コロナウィルス感染症対策等について
 - (5) (仮称)清川村男女共同参画基本計画について
 - (6) その他
4. 次回の会議日程
5. 閉会

開会（午前9時）

会議に先立ち、傍聴者が2名いるため、教育委員の許可を確認。
教育委員、許可する。

教育長あいさつ

緊急事態宣言が発令され、折り返しに来たがなかなか減らない。神奈川は東京の半分の感染者で推移している。村でも十分対策を取りながら進めている。東京や横浜に働きに行く人も多いが、十分注意して過ごしていると感じている。

先日は養護教諭を含めてフローチャートの確認をした。今日の新聞に中教審の答申が出た。小学校5、6年生も令和4年度から教科担任制が話題になっている。村では比較的早く、今年も宮ヶ瀬小の英語を中学校の先生が教えている。縁小では、小学校に在籍して中学校を教える形をとっている。音楽も中学校の先生が5、6年を教えている。

国は、英語、算数、理科をと言っているが、宮ヶ瀬小では中学校の理科の先生

が兼任辞令を出して教えてている。そういう意味では、小中の接続もあるが、小中学校の先生はプログラミング教育等で忙しくなってきている。大きな学校では、より専門的に教科を教えることを校内で相互乗り入れを行える。しかし、村ではできないのでいろいろな工夫をし、さらに来年度進めていきたい。

新しい生活様式の中で、新しい学習の方法や考え方が出て来ている。大きな流れ、うねりがあると感じている。今日はよろしくお願ひします。

案件（1）前回会議録の承認について

- ◎ 別紙「資料1」会議録（案）のとおり、承認されました。

案件（2）教育長の報告

- ◎ 教育長から別紙「資料2」により、教育長の動向について報告しました。
＊質疑なし

案件（3）議案第1号要保護、準要保護児童・生徒の決定について

この案件については、個人情報を取り扱うことから審議を非公開とし、傍聴者は、一時退席しました。

- ◎ 事務局から別紙「資料3」により入学前申請の状況について説明しました。
- ◎ 審議の結果、異議なしで、原案のとおり承認されました。
＊審議は、非公開のため意見等は会議録には記載しません。

案件（4）緊急事態宣言後の新型コロナウィルス感染症対策等について

- ◎ 別紙「資料4-1」「資料4-2」により、事務局から内容を説明しました。
- 委員 「資料4-1」で、国の緊急事態宣言発令に伴う対応「1、感染対策の⑥、毎日の検温及び行動記録をつけること」と書かれているが、保護者向けの案内には、記録をつけるまで書かれていない。実情はどうなのか、具体的に教えてください。

事務局 子どもたちに毎日の行動記録を書くことまでさせてない、行動記録は職員のことである。検温について、毎朝、学校で調べている。子どもが感染したときの行動記録は、2日間さかのぼって、学校の時程に合わせて「誰と接触した、どういうことをしたか、マスクを着用したか」という枠を作って、記入する体制をとっている。

委員 同居の家族に発熱等の症状があった時、学校を欠席にするのは村教育委員会の独自判断か、それとも近隣もそうか、また国からの通知か。

事務局 国から出された感染症衛生管理マニュアルがあり、「レベル2はこういう体制をとるように」と書いてあり、村に限定（レベル1相当）する

と変わってくるが、神奈川県としてみた時には、レベル2の地域に相当し、6月の再開からこの対応を取っている。近隣も同じような対応を取っている。

事務局 原則、村の感染症対策は、文科省のマニュアルに則ってやっている。

また、具体定な対応について、近隣自治体でノウハウを持っている近隣市に教えてもらっている。

消毒について、学校を臨時休業した場合、近隣市は、消毒とセットで行っている。村も昨年の6月頃に学校の消毒について検討した。主に公共団体の仕事を請けている消毒業者に聞いたが、感染者の出た学校の消毒を請け負ってくれるところはなかった。

また、学校の先生が消毒作業をするとその先生が感染し、感染源になる恐れがあるので、近隣市は教育委員会職員が行っている。

村もいざという時に備えて教育委員会で何人か消毒する者を選抜している。学校で感染者が出た場合、教室、トイレ、廊下などを消毒する。消毒用の噴霧器もすでに購入している。保健所は多忙ですぐに連絡が来ない場合もあり、いろいろなケースを想定し、マニュアルを作っている。学校とも連絡を密にとって、対応している。

もう一つ憂慮しなくてはいけないのは、誹謗中傷である。感染に関するものは、人権にもかかわる問題なので、問い合わせがあつても答えることはできない。学校を臨時休業や学級閉鎖の時は、感染した方に了承を得て、通知やマチコミメールで知らせる。そのことは、学校と教育委員会の共通認識でやっている。村内で感染者が出て、そのことが、誹謗中傷や差別に発展することがないように村長からもたびたび指示が出ている。これからも誹謗中傷について十分配慮した形で進めたい。

議長 親に熱があって、子どもに熱がないと、子どもを学校に行かせるケースがある。感染しているということもあるので、きちんと確認をしないといけない。親がそういう判断ができる状況が大事である。学校にもそういう情報を流しているが、教育委員会でも気をつけたい。

委員 学校で1人1台のタブレットを導入しているのが、自宅待機になった場合、タブレットを家に持ち帰れるのか。

事務局 コロナだけでなく、インフルエンザの時もタブレットを家に持ち帰つて、学校と通信をすることは、学校と共通認識を持っている。しかし、どの程度できるかは、通信容量や体調のこともある。元気であれば、何らかの活動ができるので、家に持ち帰っての学習の保証を進めている。

委員 保護者が感染し、家で療養出来なかつた時、残された子どもの生活は

どうなるのか心配である。子どもたちだけの生活になってしまふので援助ができるかどうか。すぐに他の人に頼める問題でもなく、緊急を要する。発症したとき、次のケアをお願いしたい。

事務局 これは、事例だが、陽性者が出ると病院は保健所に通報する。保健所は、感染者に電話などで直接連絡し、状況確認をする。その際に子どもの面倒を見る人がいない時は、その対応を取ってくれる。村の場合は、保健福祉課が保健所と連携を取って、「食糧支援やどこでケアするか」について対応する。保護者が入院することで子どもが孤立することはないようにしている。

議長 委員が言われたところまでは、考えているという話でした。

委員 学校の先生に対する感染症（予防）対策はどうなっていますか。

事務局 児童生徒の感染症対策も大事だが、先生の感染症対策も大切です。

職員室にパーテーションを設置し、感染症予防対策を取っている。

また、体調を崩したり、熱が出た時は、自宅で療養し、出勤しないようになっている。児童、生徒は法律に基づいて出席停止だが、先生も特別休暇で休むことができる。そのことは、校長会で何度も確認している。感染者も増えているので、万が一に備えて日頃から学校と教委で話し合っている。

案件（5）（仮称）清川村男女共同参画基本計画について

◎ 別紙清川村男女共同参画基本計画概要版により、事務局から内容を説明しました。

委員 イラストでSDGsをうたっているが、「多様な障害を持った人を象徴するイラストがあるか、高齢の女性が出てない、外国の方が出ているのか。」など、村としてのメッセージを伝えるので、その工夫が欲しい。また、フォントもユニバーサルデザインで見やすくするなど、メッセージとしての概要版であるので工夫して欲しい。男女共同参画では、数年前の教育が今に現れるので、今が大事である。将来的に、村議に女性が出るような時代を目指す地盤づくりになる基本的な計画をにらんで欲しい。

事務局 委員が話された件については、参考にし、検討します。

委員 一般企業では管理職に何パーセント女性を登用する等、具体的な数字を挙げて、それに向かって行くという方策は、7、8年前からやっていて、現在は女性の登用は、実績としてあがっている。これは基本計画であるのでこれで良いが、「この後具体的にどうするのか、数値目標に向けてどういう教育をするか、何年かけるのか」を今後やっていくと思う。「企業はすでに終わっていることをこれからやるのだ」という印象を受けた。

事務局 具体的には清川村男女共同参画基本計画(案)の22ページ目から具体的な取り組みについて内容を載せてある。取り組み指標について、元年の状況から令和6年度までに「どのくらいにしたいか」を22ページ以降載せて、その目標に向けて取り組みをしていきたい。

議長 具体的数値を挙げて評価をしていくのは、大事なところである。基本計画について清川村は後発であり、ここでやっとできる。大きい市町村では、一つの課があるぐらいだが、村は生涯学習課でやっているので大変だと思う。いいものができるように、いろんな意見をいただきたい。

案件（6）その他について

◎ 事務局から別紙「資料6」により「令和3年2月・3月分行事予定表」について説明しました。

*質疑なし

◎ 事務局から別紙「資料7」により「ツキノワグマの捕獲及び放獣」について説明しました。

*質疑なし

次回の会議日程

◎ 次回の教育委員会会議は、調整した結果、令和3年2月25日（木）午前9時からで決定しました。（せせらぎ館3階 研修室）

閉会

委員 閉会宣言（午前10時40分）

令和3年2月25日

教育長 山田一夫

教育長職務代理者 橋本直人

委員 加藤 しのぶ

委員 今野 有夫

委員 石川 富美子

